

令和 4 年度第 1 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 6 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 7 5 3〕

① 件 名
石巻市営住宅等における同居親族要件の追加について (令和 4 年度第 3 回庁議における報告事項の審議事項への変更)
② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)
【背景】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正され、特定公共賃貸住宅への入居要件のひとつである同居親族について、里子も同居親族として取り扱われる旨の要件が追加されたことから、令和 4 年第 3 回庁議において規則改正により対応する旨報告していたが、関係課との調整により、条例改正により対応することとなった。
【目的】 上記法令の改正に準じた措置を講ずることにより、対象者に安全安心な住まいを提供する。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 5 2 号)
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 3 安全安心な公営住宅を提供する
④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)
令和 4 年 3 月 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について、国土交通省住宅局住宅総合整備課長より通知 (令和 4 年 4 月 1 日施行) 5 月 令和 4 年度第 3 回庁議にて関係規則の改正についての報告 6 月 ～ 1 1 月 関係課協議
⑤ 主な内容
石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例について、児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童 (里親制度における里子) を同居親族として取扱う規定を加える。
⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)
【影響・効果】 入居資格を改正することにより、対象者に安全安心な住まいを提供する。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県：令和 4 年 7 月条例改正 女川町：令和 4 年 4 月条例改正 塩釜市・登米市：令和 4 年 9 月条例改正
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 5 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：公布の日から施行) 3 月 関係規則等の一部改正 (施行予定年月日：公布の日から施行)
⑨ その他